

(1) 勞働者側

依然罷業ヲ繼續セルモ特異ノ行動ナシ

(2) 事業主側

従来通り事業ヲ繼續ス

(3) 交渉状況

A 十六日午前十一時會社事務所ニ於テ

代表社員中光弥七外二名

罷業職工 山村政雄外十名

ト會見

事業主側ハ職工ノ即時就業ヲ希望シ

勞働者側ハ共同経営ヲ提議シ更ニ具体案ヲ作成ノ上協議

スル事トシテ會見ヲ了セリ

B 二十五日午後四時會社事務所ニ於テ

代表社員 中光弥七外一名

罷業職工 山村政雄外一名

會見シ

勞働者側ヨリ別記ノ如ク共同経営案ヲ提示シタルモ事業

主側ヨリ詳細ナル内容説明ヲ求メラレシモ之ヲ為ス能ハ

ズリテ再々會合ヲ約レテ會見ヲ打切リタリ

右及申(通)報候迄